

舞鶴市立城南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立城南中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）は、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域・家庭、関係機関と連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう 以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめは、すべての学校、すべての子どもに起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。
- (2) いじめを防止するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となり、また、広く社会全体で取り組まなければならない。
- (3) いじめから子どもを守り救うためには、学校、保護者、地域など、市民一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、それぞれの役割を自覚し、主体的に、かつ連携して社会総がかりでいじめ問題の克服に取り組む。

第2 いじめの防止等の組織

1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。

2 校内の「いじめ防止対策委員会」は次の教職員「校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター」（以下「校内いじめ防止対策委員会」という。）に加え、必要に応じて外部有識者「スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA役員」等により構成する。（以下「いじめ防止対策委員会」という。）

3 「校内いじめ防止対策委員会」は、迅速に行動するために既存の下記の組織や会議との常時連携を図る。

- (1) 「学校運営委員会」…校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター等で構成し、毎朝情報交流を行う。
- (2) 「生徒指導部会」…校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当で構成し、毎週1回開催し情報交流を行う。また、小学校との連携も図る。

- (3) 「教育相談部会」…校長、教頭、教育相談主任、学年教育相談担当で構成し、毎週1回開催し情報交流を行う。また、小学校との連携も図る。
- (4) 「週会」…全教職員で毎週水曜日、生徒下校後に生徒指導・教育相談・特別活動についての情報交流を行う。
- 4 「校内いじめ防止対策委員会」は毎月1回開催する。ただし、緊急に必要なときはこの限りでない。
- 5 「いじめ防止対策委員会」は必要に応じて開催し、実施状況の検証や見直し等について指導助言を得る。ただし、緊急に必要なときはこの限りでない。
- 6 「校内いじめ防止対策委員会」「いじめ防止対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成と実効
 - (2) いじめ相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録（共有）
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第3 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、すべての子どもにも起こりうるものであるとともに、すべての子どもが加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての子どもを対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTAや関係機関等と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組（教育のユニバーサルデザイン）

(1) わかりやすい授業の推進

- ア 「城南スタイル」の構築（「めあて」と「まとめ」の明確化）
- イ 少人数授業の推進（ひとりひとりを大切にした授業）
- ウ 言語活動の充実（朝読書、グループ学習等）
- エ 補充学習・家庭学習活動の充実（基礎基本の習得）
- オ 授業評価の活用（7月、12月）
- カ 「ベル着」の徹底（授業に対する心構え）
- キ 教室環境の整備
- ク その他

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- ア 行事と毎月の生徒会の取組による学年・学級集団づくりの推進（役割分担など）

- イ 好ましい人間関係の構築（学級活動、特別活動、各行事等）
- ウ その他（小中連携、中高連携、特支学校連携）
- (3) 豊かな心を育む取組の推進
 - ア 体験活動の充実（職場体験、地域行事への参加）による自己存在感の育成
 - イ 道徳教育の推進
 - ウ 生徒会活動の充実（体育祭、文化祭、毎月の取組、その他適宜取組）による学年・学級集団づくりと責任感・達成感の育成
 - エ 紫陽花プロジェクト…地域との交流活動やボランティア活動への参加
 - オ 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (4) いじめについての理解を深める取組の推進
 - ア 人権旬間の取組
 - 各学年、年2回実施（7月、12月）
- (5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ア 校内研修の実施（年3回）
 - イ 各種研修会への参加
 - ウ いじめ不登校対策会議への参加
- (6) 保護者との連携
 - 家庭訪問等、保護者との連携を密にとり、情報共有と共通理解を図る。
- (7) 「インクルーシブな学校運営事業」「教育のユニバーサルデザイン」の実践
 - 教育のユニバーサルデザイン・インクルーシブ教育（個別最適な学びと協働的な学びの往還、安心安全な好ましい人間関係、落ち着いた学校環境、わかりやすい授業づくり、家庭・地域との連携・校区連携）の推進と、鋭い人権意識の確立

第4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が発信している変化や危険信号を見逃さないように、日常的に生徒との関わりを持ち信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 認知と情報の集約と共有

ア 担任は学級において生活ノートの活用、学級運営委員会、個別相談等で、他の教職員は、授業や行事等で些細な兆候を積極的に認知する。

イ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」や各部署で情報を共有する。

ウ 共有された情報については、校長に報告し学年主任を通じて全教職員で共有する。

エ 緊急の場合は、緊急職員会議等で情報を共有する。

(2) 全校生徒を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

ア アンケート調査 6月、11月 聴き取り調査 6月、11月

※これらの調査や措置は、5年間記録として保存する。

(3) P T Aの協力を得て保護者用チェックシートを活用する。

(4) 相談体制の整備と周知

ア 年2回の教育相談週間の実施(6月、11月)

イ スクールカウンセラーとの情報の共有

ウ 舞鶴市教育支援センター「明日葉」、「いじめ相談室」との情報の共有

エ 校内相談窓口の設置

第5 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・情報取得・相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り抜く支援を行うとともに、加害生徒に対しては教育的配慮を図り、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

2 いじめの発見・情報取得・相談を受けた時の対応

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

(2) いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに校長に報告し「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

(3) 「校内いじめ防止対策委員会」を中心にいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、校長は教育委員会に報告し、連携を図る。

(4) いじめを受けた生徒、その保護者への支援を行う。

(5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けた学校の取組方針を伝え、協力を求める。

(6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

(7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(8) いじめの対処について、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、「いじめ防止対策委員会」で外部有識者等による指導助言を得るとともに、教育委員会へ報告し、連携を図る。

第6 重大事態への対処

1 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。

学校が調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対し

て適切に情報を共有する。

3 調査結果を教育委員会に報告する。

4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な取組を進める。

第7 関係機関との連携

1 地域と家庭との連携

(1) P T Aとの連携を図り、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

ア 研修会の実施

イ 携帯電話、スマートフォンに対する城南中P T Aアピール文の啓発をはかる。

(2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携

「警察」「児童相談所」「子ども総合相談センター」「医療関係」等の関係機関との連携を図る。

※令和6年4月改定